

# 令和5年6月甲良町議会定例会会議録

令和5年6月6日（火曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

## ◎会議に出席した議員（10名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
4番	山田裕康	5番	野瀬欣廣
6番	阪東佐智男	7番	宮寄光一
8番	丸山恵二	9番	木村修夫
10番	西澤伸明	11番	建部孝夫

## ◎会議に欠席した議員（1名）

3番 山田 充

## ◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	青山 繁
総務課長	中村康之	教育次長	大野 けい子
会計管理者	福原 猛	学校教育課長	橋本 善明
税務課長	望月 仁	社会教育参事	中川 一樹
企画監理課長	熊谷裕二	長寺センター館長	大野 正人
住民人権課長	西村克英	総務課参事	村田 茂典
保健福祉課長	山崎志保美	保健福祉課参事	大山 一弥
産業課長	宮川哲郎	建設水道課参事	寺居 友彦
建設水道課長	村岸 勉	総務課長補佐	岩瀬 龍平
呉竹センター館長	上田真司		

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長 橋本浩美 書記 山脇理恵

(午前 9時00分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は10人であります。

議員定足数に達しておりますので、6月定例会2日目を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 野瀬議員、6番 阪東議員を指名します。

日程第2 5日に引き続き一般質問を行います。

それでは、10番 西澤議員の一般質問を許します。

10番 西澤議員。

○**西澤議員** 早速始めさせていただきます。

まず最初に、心臓の発作、心房細動というふうですけれども、この是正をするAEDの装置について、質問をさせていただきます。

この課題については、元消防士の方にレクチャーをいただき、その方と一緒に町長とも面談させていただきました。救急救命の取組を考えると、とても重要な内容なのだと、改めて教わりました。10年ほど前に、10年ほどの間に、AEDのオレンジ色の装置は、商業施設などでもよく見かけるようになったと思います。

まず、このAEDの機能と設置の意義について、ご説明ください。

○**建部議長** 総務課長。

○**中村総務課長** AEDでございますが、心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能が失った状態になった心臓に対しまして、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための機能を有するものというものでございます。

消防署からも資料も頂いた内容によりますと、心肺停止の傷病者を3分間手当てしないと、救命率、心肺と呼吸が戻り、意識が戻る率でございますが、50%、半分と。また、5分手当てをしないと、救命率は20%になると、その方からも救急自動車、救急車を現着より先に手当てをするには大いに意義があるものというふうに感じております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** ありがとうございます。人の命は何にも代えがたいものです。いざのときには何よりも最優先で人命救助に当たらなければならないと思いますし、その制度の整備、それから充実を日常おろそかにしてはならないと改めて思ったものです。

私の近い親族が心臓発作をしたときに、連れ合いであります彼女が、胸骨の圧迫、蘇生術で今元気に暮らしているのを見ますと、まさに救急車が到着する前の手当というのが大変大事だというふうに思うんですが、この装置、誰もが

使える、扱える装置なのでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 AEDを開けますと、手順等につきましては、そのAEDの機能から発信してその手順によってということもあるんですけど、基本的には事前に救急救命の講習、これは消防車もそうですし、甲良町消防団の方からも、訓練等にあっては、いつでも行きますよということを自警団長会等においてもお知らせをしておりますので、そういう講習を受けていただくと、一番スムーズに行くのかなというふうに思います。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、いかに今後の取組、町内でのAEDの取組などについて質問をしていくわけですが、町内の公共施設ですね。多数が集まる施設での設置状況。町内にはショッピングモールも新しくできました。それから、人が集まるところがありますので、その設置は、状況はどうか等、お教えください。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 まず、町の公共施設でございますが、11施設13台を設置しております。具体に行きますと、役場でありますとか、福祉センター、運動公園等に設置をしておるところでございます。

また、学校関係におきましては、7施設10台を設置しております。こども園、小学校、また本庁及び体育館というところで10台設置しております。また、字公民館におきましては、尼子、小川原、北落、法養寺、横関という5集落の方に設置をさせていただいているという状況でございます。申し訳ございません、ちょっと民間の方につきましては、ちょっと私の方でちょっと調べておりませんし、ちょっとまだ把握をできていない状況でございます。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 公民館ですね。公民館関係、いわゆる字の自治会の関係は、5集落ということでもいいですね。それで、実は以前、在士で、AEDの耐用年数が経過をしたことから、新しく代替をせずに撤去するとのお知らせがありました。そのとき私も気づかずに、認識が乏しかったこともあって、見逃していました。撤去の理由の一つに、在士は、犬上分署のすぐそばにあるからだと書かれていたのです。近くだからすぐに到着できるわけではありません。救急車が他に使われている場合もありますね。そういう点でも、心臓発作が起きて、先ほど答弁いただきました、3分経過すると50%の死亡率、5分後では、さらに高率が高くなる、死亡率が高くなるというわけですから、統計で消防車が到着する

のは、9.4分です。心臓発作状態と死亡率との関係は、これでもよろしかったでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 そのとおりでございます。今、最新の救急車等の入電、電話が消防署に入ってから到着するまでの時間、甲良町でいきますと、7分28秒と。令和4年度。消防署から資料を頂いておるところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ですので、7分弱ですと、その点でも、このグラフ、死亡率のグラフでいうと、助かる率が大変少なくなってくるという点で、到着をしてからでもAEDを稼働させるには、時間がかかってくるということから見ると、やはりその場にいた人がすぐに使えるということが大変大事だと思うんです。

それで、自治会の1つのネックになっているのが、この在士の場合、5集落というように、13集落があって、それぞれの字でも、集まりや人の会合ですね。こういうのがある。そこで、発作が起こったときに使えるという点では、あとの13集落、そして下出屋敷を入れると14集落ですよ。ここにやっぱり普及をしていこうとすると、町自体がそういう人命を大事にするという予算については、十分確保すると。事前に、総務課に聞きましたら、このAEDの設置についてに特化をした補助制度はありませんと。けども、こういう救急救命、それから自治会活動をスムーズに行う、それからそういう人を大事にするという枠から見れば、AEDの設置についても、特化にできるかどうかは別としても、そういうことを含めた予算の補助制度ですね。これが必要だと思うんですけども、どうでしょうか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 現在の補助の制度でございますが、甲良町まちづくり総合補助金の中の選択事業といたしまして、安全安心の集落づくり事業と、集落の防災機能や住民生活の安全性の向上に資する事業、また災害対策、防犯設備の整備という要件で、上限5万円の補助制度を構築しているところでございます。ただし、この中身、具体の中身が、AEDがこれで使用できますとか、防災対策、防犯の設備がどうですよとか、具体的な要件等については、その要綱の中でも明記はしておりませんので、そのあたりを含めまして、各自治会への周知がしっかりできていなかったというところについては、反省もするところでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私たち、私が住ませていただいている在士については、熱心な元消防士さんがおられまして、消防訓練などもしていただきました。そういう点でも、どういいますかね。特定のそういうこだわっておられる方、詳しい方が言

っているとその設置の方に進んでいきますけども、町全体でやはり救える命を救っていくという立場からすると、補助制度については、一個一個の枠があって、先ほど言われましたように、5万円の枠ですよね。この仕組みを使う場合にその5万円ということになりますから、やはりAEDは幾らかかるんですか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 約30万円ぐらいはということは聞かせていただいております。

○西澤議員 その他の設備等を入れて、私がレクチャーをいただいた方、40万円ほどは要るだろうと言われているんですけども、やっぱり上限があるんですかね。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 もちろん上限もありますし、あと年数がたちますと、パットを替えるでありますとか、一応メンテナンス的な費用は発生するというふうには聞いております。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ですから、そういう設置に関わる費用を、やはり町としても補助制度を整備するというのを、ぜひともご検討いただきたいし、早急にこれは今現在も5字のところですけども、そこが14の集落に広がるように、それからもう一つは設置しても使い切れないというのがありますので、講習を広く、どう言いますかね。臆せず、びびらずですよ。いざのときに使えるという取組をお願いしたいなと思うんですが、いかがですか。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 補助制度につきましては、町の方には、消防防災の施設整備の補助金がありますので、そのあたりの資機材というところがございますので、そのあたりは他の市町とも参考に、対応も今後確認をしていきたいというふうに思っておりますし、消防署、先ほど言いましたように消防団も含めまして、講習の方にはいつでもというようなこともおっしゃっていただいておりますので、いざの対応がスムーズにできるように、こういうこともありますよ、できますよというのは、町の方からしっかりと発信をしていきたいと思っております。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 後に戻った感じになりますけども、いわゆる心臓の心房細動、つまり、けいれんを起こす状態なんですよね。それがまともにポンプ活動ができないということですから、電気ショックを与えて、元に戻すという点では、大変

早い、このAEDの、どう言いますか、役割は非常に優れたものだということを、元消防士さんが非常に熱を込めて語っていただきました。ですから、実際に各字、それから町の施設は11ですから、もちろんこれ長寺センター、呉竹センターも町の施設ですから、入っているんですね。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 長寺、呉竹センターについては、町の施設というところに入っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ですから、やはり大集落のところ、それから小さなところでも、やはり20人、30人、私とこですと51世帯ですけども、総会などはコロナで延びましたけども、集まってきます。また、子どもたちもよう集まってきますので、そういう点でも、各集落、自治会が設置ができるように、補助の制度の枠を広げていただきますように、重ねてお願いしておきたいと思います。

次に、2つ目の暮らし応援・子育て応援の課題にどう取り組むのかというテーマで、幾つか設定させていただきました。4つです。

1つは、令和5年3月28日に閣議決定された予備費の地方配分の内容と、我が町の具体化について、既に補正予算の1号の中に入っていると思うんですが、改めてご説明をお願いいたします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 今6月定例会一般会計補正予算(第1号)にも、この交付金の充当事業を3つ掲げさせていただいております。

甲良町には、推奨事業メニューとして3,244万円、低所得者支援枠としては1,820万円の交付金が、通知をいただいたところでございます。

今回の閣議決定の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、特に電力、ガス、食料品等の価格高騰重点支援の地方交付金ということで、メニューが限定されておりますので、推進事業メニュー分では、8つの推奨メニューを国が提示しております。したがって、地方創生1億円に始まって、創生に関する自治体の交付金では、当初は自治体の自由裁量に任されていた部分もありましたが、交付金、今回内閣府の通知もありまして、事務手続のスケジュールで示されているように、県を通じて国へ実施計画を提出ということで、一応チェックはされて、その推進メニューどおりの用途目的になっているかというのがチェックをされますので、場合によってふさわしくない事業は、計画変更という措置が取られる場合があります。したがって、自由裁量枠というのは非常に限定的ということになります。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ですから、最後の方で言われましたけれども、この電力、ガス、食

料品等価格高騰重点支援の地方交付金の中身ですけれども、その枠はありますけれども、高物価に対応、賃金にしる、それから子育てにしる、自治体の裁量、その枠内で裁量が効くという点では、変わらない。そして、地方創生交付金と同じように同様に、高物価ですね。物価高やそれからコロナは落ち着きつつあるわけですが、警戒が必要ですが、その点でも、住民支援という内容は、その枠組みは変わらないと理解していいんですかね。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 基本的には、そのとおりでありますし、年度末の3月に閣議決定をされたということでもありますので、国の予算については、令和4年度で繰越しをされて、我々地方の予算については、令和5年分で事業執行するという状況でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 その後の地方創生の配分は、見通しはどうなんでしょうか。先ほどもお話をさせていただきましたが、追加の1兆2,000億円、これだけではやはり今の高物価の状況に生活支援として、また子育て支援として、別々のメニューが組み込まれていますけれども、地方が裁量的に使える予算としては、まだ足りないのではないかと思います、いかがですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 国、政府等、国会の議論では、必要だという、5年分予算も改めてという議論はありますが、ただ今までの臨時交付金の地方の使い方が、用途違反みたいな自由裁量権を大きく使った事業もあったということで、もう縮小すべきやということで、枠は限定的になるかもしれませんが、最終、まだコロナが収束をしておきませんので、令和5年度も限定的な予算があるかもしれませんが、交付金の検討はされているところであります。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今言われた地方が裁量の枠を超えて、とんでもない住民支援とはかけ離れた支援策、支援策とは呼べない施策をする自治体をもって、そういう制限的な枠組みをされるというのは、町長としては心外だというように思われていると思いますし、どう言いますかね。真面目に、議会、住民の方々と協議をしながら、住民に支援をしていく中身をどう精査し、どう充実していくかという点でも、努力が要ると思いますが、その点ではどういう取組が必要なんでしょうか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 今回の例で申しますと、一応、推奨メニュー、あるいは低所得者については、3万円の低所得者層に配布、配分をするという予算を計上させてもらっていますし、それから昨日、保健福祉課長が申しあげましたように、福祉

医療機関への補助金の事業に約170万円、それから農業者支援の資材、あるいは肥料の高騰対策に800万円の予算を組んでおりますので、一応目的どおりに、我々は、以前から議会と協議をしながら、真面目にといたしますか、進めてきた事業でありますので、特に財政脆弱な甲良にとってはそういう国の交付金事業というのは非常にありがたいというふうに感じております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 地方の努力はもちろんなんですけれども、国の枠組み、元々の予算配分をきちんと増やしてほしいという陳情要望については、どういう取組があるんでしょうか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 特に、この種の交付金事業は、政府決定で配分されるということありますので、人口要件であったり、地方の数値的、統計的要件の用いた配分額が決定をされて、通知が来るということですので、要望して補助金あるいは委託金等々を頂く事業ではありませんので、受けるという立場でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 単に私が望んでいるのは、枠、受け身だけではなくて、町村会もありますし、それから知事を通じての要望活動もありますから、そういう元々の元の大枠をきちんと広げるという点でも、要望活動、それから行政だけに任さず、住民の側が努力をして声を上げていくことが大事かと思うんですが、そういうルートもあると思いますので、通じて要望活動をしていただきたいと思いますし、いかがでしょうか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 特に交付金ですので、100%充当の事業でありますので、要望事業というのには少し合致していないのではないかと思います。我々は10分の10の交付金を有効に事業選択をして使い切っていきたいというふうに思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひとも行政のトップ、それから知事などにも、私たちのルートを通じて、要望活動を強めていきたいというように思っています。

それから2番目の、75歳以上の医療保険の値上げが決定をされました。これはもう本当に、物価の中で、本当に大変です。そういう点でも、圧迫感が強まってきています。この引上げ分の補助制度の検討をしてほしいというように思うんですが、この甲良町内での負担の割合、負担の額、ざっとどのぐらいになってくるんでしょうか。

○建部議長 住民人権課長。

○西村住民人権課長 75歳以上の後期高齢者医療について、昨年、令和4年1



0月1日から、それまで1割負担の方が2割負担に改正され、甲良町の対象者としては113名の方に負担増をお願いしているところでございます。

ただし、まず、そこまででよろしいですか。113名で、金額まで。

○西澤議員 その金額まで。

○西村住民人権課長 ただし、負担を抑える配慮措置として、1カ月の外来医療費の負担増加額を3,000円までに抑える措置が取られております。背景には、令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれております。この医療費の公費負担のうち、約4割を現役世代が支えていることから、今回の負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものでございます。

ご質問の件ですが、引上げ分の補助について、1人1カ月3,000円までの負担増になりますので、被保険者113名が上限まで医療費を負担するとすれば、3,000円の1年間、12カ月、これを113名で掛けまして、約400万円の負担増の額となります。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この補助の制度ですね。これ、国が3,000円までに抑えるという処置を取っていますけども、これ期間限定ですよ。ですから、町としても、僅かとは言いませんけども、引上げ分の補助、それから75歳以上の医療保険の保険料の引上げも、決まったというように思いますが、これはどうなんでしょう。

○建部議長 住民人権課長。

○西村住民人権課長 保険料率については、変わっていないというふうに聞いています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 どちらにしても、物価高、それから賃金は上がらない、年金は下げられていく。こういう中での、町の補助制度は、そういうところに生活支援をしていくメッセージがぜひ必要だと思いますし、この約400万円ですね。この補助についても、何らかの形で制度を制度的につくっていただきたい。この現役世代の基準自体が、200万円とか300万円の基準ではなくて、たしか148万円、つまり150万円までを超える方が2割負担になっていくということですから、大変重い感覚だというように思います。ぜひとも検討をお願いしたいと思っています。

それから、この点は、町長、どういう感覚でしょうか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 2割負担に開始をされまして、今、西澤議員もおっしゃいましたが、負担額を今のところ3,000円に抑えるという措置でありますので、一旦3,

000円を超える分を納めていただいた方については、改めて行政から払戻しという制度を取っているところがございますので、これら制度の状況を見ながら、あるいは400万円、新たな補助制度をつくるのはどうか。あるいは、ほかの介護でもあるように減免措置が今後生まれてくるのかどうかを含めて、今のところ考えておりませんので、今後検討していきたいと思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 これは、3,000円以上の場合は還付ですよね。償還ですから。その金額は、医療の窓口で、限度額以上払わなくてもいい制度のように、払わなくて済むという制度は、各自治体で制度化せなあかんのですか。

○建部議長 住民人権課長。

○西村住民人権課長 もしするとするならば、そういうことですね。今は後で返すという、そういう形です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひこれ、窓口で支払いがしなくてもいいようにという仕組みを県、それから各市町と協議をしながら、ぜひつくっていただきたいというように思います。

次に、学校給食費の無償化ですね。これ教育長の決断で始まりました。今年度も予算計上していただいて、無償化が継続すると。しかし、年度年度で考えるということですから、恒常制度にはなりません。ですから、これ恒常制度にしていこうとすると、給食費の無償に関わる条例の制定が必要になってくるかと思えますし、必要であれば、議員提案でも、議員の皆さんと相談をして、議員提案できるんですけども、行政の側から、恒常的な財源の問題もあります。ですから、恒常的な制度に引き上がるように、お願いをしたいわけですけども、この点、どうなんでしょうか。

○建部議長 教育長。

○青山教育長 給食については、昨年度9月から無償化という実施させていただいていますが、昨年度については、国からのコロナ対策の交付金が支給されたということで、それを充てさせていただきました。一旦は無償化ということを立てたわけですので、すぐにこれをまたなくすということは、私自身も考えていません。できたら、今年度、給食費の無償化を継続させていただくという方向で予算を立てているんですけども、ふるさと納税の基金を今年度は使わせていただくと。ただ、今、議員おっしゃるとおり恒常的な制度化というふうになった場合には、その都度やったり町の財政がどうなるかということがあります。もし制度化した場合には、給食費を優先的に充てないといけないというふうになってきますので、そこは私自身も、ちょっと懸念している部分がありますので、毎年毎年財政を見ながら、給食費の無償化については、財源を

鑑みて考えていきたいと。また、国の方でも今ちょっと議論をしかけているように聞いていますので、それも見ながら判断したいと思っています。制度化というのは今のところちょっと私自身は考えていません。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 県下で見ましても、報道の範囲ですけれども、長浜市という市、5万人を超えた市がありますけれども、10万人近く、10万人を超えているのかな。ありますけれども、小さな町が学校給食費無償化で先行してきているわけですね。隣の豊郷町がそうですし、それから甲良も去年決断をして、そしてその他も市も幾つか制度化をしてきているわけです。そういう点では、小さな町が頑張っていて、子どもたちの支援、家庭の経済的負担を支援する。こういうかじを切っていて、そこに重点を置いて取り組んできているわけですから、町長の基本姿勢として、どういう財源の構成になってこようが、子どもたちの経済的負担を軽くする、軽減をするという方向での予算の枠組みを基本方針とするという鉄則が要るかと思うんですけれども、町長の決断を聞きたいと思います。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 基本的には、今、教育長が答弁したとおりでございます。苦しいながらも、甲良は給食費の無償化ということに踏み切りましたので、制度をなくすということはまた混乱が起こりますので、当面、教育長が言われた方針のとおり、ふるさと納税基金の益金で財源を捻出していくというつもりでございます。

併せて、早晚、国の子ども・子育て支援事業全般で、これはもう地方の首長でも、国がやるべきことだという声が、どこの市町の首長も言っておりますので、その制度が何年度に開始なのか分かりませんが、できるだけ国が制度化するまで、財源的につなげていければいいなというふうに思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 財源を考えると、安定的な財源の確保が必要ですし、今現在でいうと、甲良町の場合、ふるさと納税の基金があります。現在のプールされた金額、それから毎年、例年と同じような金額が入ってくるとしたら、何年続くことができるんでしょうか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 ちょっと基金残高、今、私、すぐに即答ができる状態ではありませんので、この状態は、数年はいけるのではないかというふうに思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 もう私の記憶でも、数年、4、5年の範囲で、毎年約3,000万円ですよね。無償化に必要な予算措置は、それでいいですかね。

- 建部議長 教育長。
- 青山教育長 約3,000万円を見越していますけども、ちょっと上下前後するのはありますけども、大体3,000万円。今の話の中で、私自身は今、ふるさと納税基金が大体2億円ぐらいと思っているので、5年ぐらいはこのままの状態であれば、続けられるというように思っています。
- 建部議長 西澤議員。
- 西澤議員 先ほども論議出ていますけども、ふるさと納税の総額、これ昨日比較がありました。甲良町の場合、豊郷町と比べますと、豊郷が甲良の8倍。が報告がありました。何が違うのかという点で学ぶ必要があると思うんですけども、財源の重要な一つにできるというように思いますが、ここを強化して、安定的に子育て支援の財源を確保していくと。もちろんこれ、ふるさと納税の納税をしていただく寄付者の希望が書かれていますので、それでもほとんどが、子どもの教育の充実というのが入っているかと思うんですけども、どのような対策で、このふるさと納税を増やしていくかという点では、角度ちょっと変わりますけども、考えておられることをご報告ください。
- 建部議長 町長。
- 野瀬町長 前の一般質問、宮寄議員からも、豊郷と比べれば、甲良のお米はおいしいはずやと、何で伸びんのやというところ辺の課題をいただいておりますので、企画監理課長、豊郷町に出向いて、その秘訣を探り出そうとしましたが、なかなか成功事例は、こうやったからうまいこといくんやというのはいきなり教えてもらえませんので、粘り強く、今度は担当者レベルで具体的話を聞かせてもらって、ヒントを得て、実務、頑張っておられると思いますので、その頑張っている実務はどうなのかというところまで、少し引き出せるような聞き取りの仕方をしていきたいと思っております。
- 建部議長 西澤議員。
- 西澤議員 各農家が出荷できるところまで伸びているというふうに、私は市川農園さんの状況を見て、コンビニでも、これ出荷してはりますよね。その点でも、お米だけではない、ふるさと納税の返礼品が充実しているのかなというように思うんですけども、その点は、企画監理課長ですか。
- 建部議長 企画監理課長。
- 熊谷企画監理課長 一般のネットで申込みというのが、およその8割超えるような状況でございます。ご覧いただくと、ネットで見れば、返礼品がどれだけあるかというのは一目瞭然で、豊郷とうちと比べると、本町の場合ですと、お肉とお米がメインです。豊郷町の場合でしたら、お米とお肉、お肉もバリエーションがかなりあって、またお肉以外にも、地元の靴の業者さんであるとか、布団の業者さんであるとかいったような返礼品の種類、数がやはり豊富なのか

など。そういった点で、やはり返礼品がたくさんあると、多くの方がそれを魅力に感じて寄付をしようというモチベーションにつながっているのかなというふうには感じているところです。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 この返礼品を増やしていこうとすると、かなりの、5、6年だけで定着して伸びていくのかなと思いますけども、そういう点でも、粘り強いやっぱり準備と、それから取組が必要ですよね。ですから、基礎的なやはり農業支援と、それからそういう町のイメージ、後でもお話ししますけども、を高めていって、甲良町を出身者が応援しよう、ないしは出身者でないけども甲良町を応援しよう、こういう方をどれだけ増やすかが課題となるわけですから、基本的なところでの町長の概念的にお話を聞きたいと、気持ちを、決意を聞きたいというように思います。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 本町は、財政健全化計画を策定して、改善メニューに取り組もうとしておりますが、これは支出削減でありますので、一方、収入拡大ということも命題でありますので、拡大方策については、ふるさと納税がメインでありますので、今ご質問いただいた趣旨をいただいて、そのメニューの問題、それから新たな返礼品の開拓の問題を含めて、一步ずつ取り組んでいきたいと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 子どもの子育て応援については、どのじいちゃん、ばあちゃんも、それから各家庭も、応援できる内容です。ましてや今、政府の方が、非課税世帯だけ、子育て世帯だけ、こういうようにして限定をして、支援制度をつくっていらっしゃいますので、分断が広がっています。そういう意味でも、その分断に抵抗できる、抵抗する、甲良町の施策が望まれてくるんだというように思いますので、よろしくをお願いします。

次に、4番目の義務教育無償の完全実施、これは憲法で義務教育の無償化がうたわれていますが、現場はほんまに無償化かと。首をかしげたくなる中身が幾つもありますけども、とりわけ高等教育ですね。これの金額が多過ぎる。ある団体の統計では、私学に進んだ場合、幼稚園、保育園から大学に進むまで1,200万円を超える。それから国立の場合ですね。今、公立になりますけども、でも900万円、800万円。私たちが育った年代でいうと、もう30万円もあれば十分大学まで進めた時代と比べますと、本当に費用がかかり過ぎる。こういう点でも、僅かになりますけども、地方自治体が義務教育無償化を進める上でのメッセージや、それから僅かな限定された取組ですけども、その展望が必要だというように思うんですが、その展望の点で教育長、説明をお願いします。

○建部議長 教育長。

○青山教育長 義務教育が無償化というのは、国の方で唱えられているんですけども、教科書とかそんなんですけども、本町でも、やはり子どもの、今の話、給食費にしても、医療費にしても、学校備品、また消耗品とか、いろいろ町の方で負担をさせていただいています。ただ、学校の方で集めているお金というのは、学年費、中学校でいえば学年費、小学校では学級費というのがありますが、これについては個々の学級または学年で使用する用途が違います。一律にできるものではありませんので、またその中には、体験学習の費用等も出していくんですけども、それも個々によって、体験の種類によって、また費用が、かかる費用が違うということで、だから平等化できない部分もありますので、これについては受益者負担でお願いしたいというふうに思っていますので、今のところできる限りの無償化、または補助というのは考えていますので、今のところ、そういう学年費とか学級費については、集めさせていただくというふうに考えています。

また、高等教育に関しての費用ですけども、かなり必要であるということは聞いていますが、県の方でも奨学金があります。ほかに、県がやっている以外の奨学金もありますけども、要件がちょっといろいろあるんですけども、それについては、中学3年生の夏、今頃から夏までにパンフレットが来ますので、それを全保護者、全子どもに配布して、もしそれを活用するならということ、案内をしているところです。実際は、県の奨学金については、4月高校入学時に申請してもいいんですけども、半年前の8月、9月に申請しても、4月から頂けると。奨学金がもらえるということになっていますので、中学3年生でそういう判断をさせていただきます。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 奨学金については、これは国の制度は、もうほとんどが償還、つまり借金を背負わせるという中身になっていますので、フランス、ドイツ、イタリアなどと比べると、ほんまに高等教育の貧困さを感じます。各市町は、努力をして数万円の支援をしているところもあります。借金ではなくて、借入金ではなくて、償還なしの奨学金ですね。こういう点でも、数万円の高等教育、大学に進んだ奨学金の制度の制度化の展望なんかはどうなんでしょうか。

○建部議長 教育長。

○青山教育長 奨学金制度というのもなかなか難しく、やはり財源がないとなかなかできない。いうたら空っぽの状態でお金を貸すというのはなかなかできませんので、やはり町の財政を見ながら、今後もう少し蓄えがあれば、考えていくことになると思うんですけども、全くゼロではないんですけども、今言い

ましたように、やっぱり町の財源を見ながらということを考えています。

以上です。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** ぜひ、こういう苦しい自治体のところが政府の手当て、つまり政府が全体として無償化に進んでいく、それから高等教育についても数万円で済む、こういう制度に進むように、メッセージとして上げていただきたいし、私たちが努力したいというように思います。

次に、大きな3番で、ごみの減量についてお尋ねをしていきます。

広域議会のところで、この間31日に発表がありました。新しい処理方式に検討を始めていくということですが、この中身については、今日、記者会見をされるまで解禁にしてくださいという文書がついていますので、大方なところだけを紹介しておきたいと思いますけども、いわゆる焼却方式は大変お金がかかる。それをどうにかして、気候変動に貢献できるようにCO<sub>2</sub>を減らすように、それともう一つは、住民負担があまりにもでかくなり過ぎる。つまり、今の現計画だけでも290億円かかる。そこへ、用地買収費やら、それから軟弱地盤の改良費等々を入れると、もう400億円、500億円を超えるだろうと言われるぐらい、負担がかかる。ここを改善しようというので、トンネルコンポスト方式、つまりバイオの力を借りて、熱を出して、そして乾燥させていく。こういう方式に切り替えようかということで検討が始まったわけですけども、費用的には、大変高価になってくる。同等になってくる。ですから、もう少し立ち止まって検証を続けたいという内容の報告書が、手元に私たち、頂きました。議会には全員に配られているというふうに思います。そういう点でも、このごみの減量は大変大事になってくるわけですけども、まず1つ目は、1市4町の枠組みで、15%の減量を確認しました。この取組についての状況、報告をお願いします。

○**建部議長** 住民人権課長。

○**西村住民人権課長** 議員おっしゃるとおり、一般廃棄物処理基本計画におきまして、設定している減量目標は、将来の人口増減の影響を受けない、1人1日当たりの排出量で設定し、燃やすごみ、燃やせないごみ、粗大ごみを対象に、令和13年度に、令和元年度の実績値から15%の減量としているところでございます。

現状ですが、令和5年度の1人1日当たりの排出量が709グラムです。直近の令和4年度の実績でございますが、1人1日当たり705グラムということで、若干ではございますが、4グラムの減ということで、0.6%の削減ということになりましたが、この計画の中で掲げていた目標値につきましては、令和4年度の目標値は667グラム、1人1日当たりですので、目標値には達

成できていないという現状です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今、若干、言っていただきましたが、2番目の抜本のごみ減量計画の策定決議に基づいて、減量をしていく具対策の準備が必要だということに思っていますが、課長も代わられました。ですけども、町としては、方針を決議を受けてつくっていかうという基本的なスタンスを堅持していただいていますので、その状況ですね。準備状況なども含めてご報告ください。

○建部議長 住民人権課長。

○西村住民人権課長 抜本のごみ減量計画策定決議につきましては、2030年までに50%削減という決議が決議されました。具体的には、実行状況としましては、取組がまだ十分に取組めておりません。昨年度、湖東定住自立圏の環境ごみ処理部会において、少数ではございますが、生ごみ処理に関する啓発ということで、生ごみの水切り器を配布いたしたところでございます。

また、課題達成への道筋ということでございますが、先ほど冒頭、西澤議員の話にもございました新ごみ処理施設の運営までに、現在、燃えるごみとして分類しているプラスチック類を、今後、分別資源化するという、これをいち早く取り組まなければならないという課題を持っております。また、その部分だけではなかなか達成が難しいと思われまますので、昨日、西澤議員の方でご紹介いただきました、豊郷町の生ごみ回収堆肥化の取組をお聞きしておりますので、こちらについても、また調査研究をしていきたいと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 次は、町長にお尋ねしたいんですけども、課長が、やはり2年、3年で代わります。担当任せにしないで、初期の軌道に乗って、この道を進んでいけば、ごみの抜本的減量、半減と言っていますけども、実際に減らしていこうとすると本当に僅かになってくるわけですね。上勝町、徳島県の上勝町のよう、最後に燃やすごみは本当に1割、2割程度になってくるというように分別と、それから分別徹底すればそうなるというわけなんですけども、課を超えて職員のチーム、この課題に取り組むチームの設置が必要ではないかと思うんですが、いかがですかね。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 少し時間をいただきたいというふうに考えております。次の段階へどう行くかについてであります。今、住民人権課長が答弁しましたように、今基本的には15%削減ということで、4年の3月に、15%削減するためにこうしましょうという、1市4町の計画ができております。これをさらに半減するという状況にどう持っていくのかということでもあります。ちょっと役場の職員、それから全住民も含めて、今のごみの出し方で、まずは削減する方策を、



これが各家庭に年間カレンダーで配っておりますし、それから分からないものについては、区分の出し方、具体的に申し上げますと、ではライターはどういうふうに処分するんやと。役場の玄関受付にあります、使い切ったらそこへ捨てに来てください。それから、私は金属片、これはちっちゃな取組ですけど、ホチキスの針であったり、事務でペーパーもそのまま排出するのではなくて、ホチキスを外して排出をする。それから、これです。ラップ。後ろに書いているんですけど、ここにかかっている、これは金属。分けて。それから、このラップと言われるものは、よく見ると、原料名、ポリ塩化ビニリデンいうか、塩化物は燃えない。多分、皆さんは燃えるごみに出しているんですけど、これは燃えないごみに出してください、芯は燃えるごみ出してくださいという、そういうことが今のルールに書いておりますので、まずは今のルールを守っていただく。それからその次に、新ごみ処理投棄場で、新たな方策案が検討されています。今は、プラスチックを分別しましょうというところまで行っていますが、全てのごみをまとめて新処理方式にやるという方式でありますので、いずれにしても、具体の検討は、実務者レベルの1市4町でつくっている定住自立圏のごみ処理部会というところから議論を出して、大枠での広域行政組合の進捗に合わせた取組を、次の段階としてどう取り組むか、半減に向けてどう取り組むかというのは、実務者レベルの協議が必要かというふうに思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 町長の実演を交えて答弁いただきましたが、行政の側のチームと、それから住民の側のリーダー的な役割をする方がやっぱり要するというように思いますね。だから、行政が投げかける、こうしてください、ああしてくださいというだけと違って、住民の側から、ごみの減量、これは地球環境を僅かな範囲やけども、ごっつい大企業がもくもくとCO<sub>2</sub>を出していますけども、だけでもそれはそれで改善をしてもらおう上でも、住民が一人一人できることがあるわけですよ。私も分別を始めて、ほんまに燃やすごみはごくごく僅かになります。紙についても、小さなパックやらは杉本商事さんが集めているところに持っていくというのができています。ですから、1つずつ取り組む。そういう2つのやっぱりチームの合体といいますか、コラボが大事になってきますので、次に3のところ、抜本のごみ減量計画の策定の実行委員会、これは住民さんを入れた実行委員会の設置が必要だと思いますが、この点、ぜひ検討いただきたいし、その新ごみ処理施設の稼働が始まるまでの期間、ないしは様々な紆余曲折があると思いますけども、お願いしたいと思いますが、いかがですかね。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 実行委員会までのアプローチが大事だというふうに今申し上げましたので、もちろんごみ半減については、住民の協力ということが必要不可欠で

ありますので、住民側も、分かったこうするんやという手順が示せるような、行政スケジュールが前提としているということを申し上げました。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ、住民の方々に啓蒙、そして協働しながら、実行委員会、仮称ですけども、それができていって、住民の側と行政の側が共鳴をできるように、それこそ協働ができるようにしていただきたいと思います。

次に、ごみの抜本的減量を、これ以前の質問の中でも取り上げましたが、ざっと約毎年8,000万円の処理費がかかってくるわけですね。ですから、単純に半減を、ごみ半減をして、財政負担が4,000万円になるかいうたら、そうはいきませんけども、大きな減額と支出の削減となってきます。ですから、ごみの抜本的減量は、財政危機宣言より勝るといのように考えるんですが、この点を外さず取り組んでいただきたいと思うんですが、いかがですかね。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 8,000万円というお話が出ました。それから予算のときにも、ご協議いただいています。粗大ごみで2,000万円かかっているという問題も含めて、ごみの処理費等々については、行政負担がかなりかかっているという現状認識でございます。

財政危機宣言でございますが、もう甲良は財政脆弱だということで危機宣言の中身を見ていただいたとおりであります。これからは、職員チーム挙げて財政健全化計画を5月30日にも、研修をもって改善プログラム取り組むという、職員挙げた取組にしていきたいと思っています。

行政課題であります財政課題の取組も、そして歳出削減につながるごみ減量化の取組も、いずれも甲良町にとっては、重要な取組であるというふうに認識をしております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ですから、財政危機宣言よりも、ごみの半減、ないしはごみゼロ宣言ですね。これを掲げて、時間がかかると思います。一朝一夕にはできないと思いますけども、宣言を掲げて進んでいくということが大事かと思うんです。

先ほども言いましたように、今の新ごみ処理施設の計画自体、予算上は現在でも290億円。400億円、500億円、地元の方は500億円かかるんだというて言われている方がおられます。そういう点でも、新しく始まったトンネルコンポスト方式も、予想を上回る事業規模となるというので、プラントの設置、それから様々な用地買収等の費用がかかりますと、やはり施設が、焼却ないしは焼却をしなくても、発酵方式にしても、ごみが抜本的に減量になることが大事だと思うんですが、改めてその方向で進まれることを望みたいと思うんですが、いかがですかね。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 今、彦根市の財政状況から彦根市長もそういう方向で臨まれるし、1市4町の首長もその方向を確認しておるところでありますので、三豊市のトンネルコンポスト方式に照準を当てていますが、議員からは、豊橋市のバイオマスというご提案もいただいておりますので、とにかく可燃ごみ方式を違う方式に変えるという方向での検討に入っておりますので、それが実現できる方策を力を合わせて検討していきたいと思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、生ごみの減量が、処理ができていけば、ごみ半減は直ちにできるんですよ。重さからいえば、それから水分を一番含んでいるのが生ごみということですから、豊郷町、それからチラシを頂きました、こういうやつですね。後でお渡しをしますが、それから小さな単位では、彦根市立の城陽小学校で、大型バイオ式生ごみ処理機を導入して、子どもたちが登校時に、家庭からの生ごみを持参して、そこに投入する。こういう取組をして、小さなところ、身近なところでごみの減量、それから生ごみの処理をしていこうというようにしています。この推奨実践自体ですね。甲良町でも、ぜひ進めていただきたいと思いますが、いかがですかね。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 もう、議会では、この管内、ごみ半減の決議をいただいておりますので、命題としてその問題については、1市4町、統一步調で力を合わせて頑張っていきたいと思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 担当課長、現地に行って勉強をしてきましたと言っておられましたが、どうでしょうか。

○建部議長 住民人権課長。

○西村住民人権課長 西澤議員から紹介いただいた後、早速、電話しました。豊郷町役場に。また、調整して1回勉強しに行きたいと思っています。なかなかできることから取り組んでいかなければならないんですが、今、生ごみ回収堆肥化というところですが、まずどこから始められるか、よく考えながら、協議して、なるべく早い時期に取り組めるように、検討していきたいと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ、この財政問題と、それから気候変動、気候危機に対応するという点で、2つの大きな課題に直面をしていますし、このことが取り組みば、うんと財政的にも、豊かにはなりませんけども、楽な一つになるわけですよ。ですから、ぜひお願いしたいと思っています。

次に、大きなところで、町長が、ご当地ナンバーの導入をめぐって、町のま

ちのイメージを消したい、こういう発言をされたように思います。このことが、  
どういう真意なのかというのをまず、お聞きしたいですし、それから続けて、  
何が原因でこの町のイメージを壊し、消したいと考えて、ご当地ナンバーを導入  
するにあたっての理由の一つにされているわけですが、その真意をお尋ねして  
おきたいと思えます。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 1番、2番続けて、回答させていただきます。

私は、町のイメージを消したいという思いの発言は、基本的にしていないとい  
うふうに思っております。したがって、ご当地ナンバープレートの真意につ  
いてということで、そのことを申し上げます。

単独行政で取り組む行政に並行いたして、広域行政、いわゆる中心市の彦根  
市と周辺町がともに力を合わせて取り組むことも重要だと考えているところ  
であります。私は湖東定住自立圏の首長会議でも申し上げておりますが、湖東定  
住自立圏の取組が、近畿で初めて、全国で4番目の協定締結、その地域である  
ということだけに甘んじておりますので、そうではなくて、首長会議で、K P  
I 指標の進捗、進行管理を首長会で行うのではなくて、政策問題協議、重点施  
策協議をすべきという主張をしているところでございます。

そして、中心市の推進力、権威力はとても大事だと言っております。首長会  
の協議の仕方も変わろうとしております。この圏域の行政水準を力を合わせて  
向上させたいと思っております。

彦根市から2度目の提案があったご当地ナンバープレートの導入について  
は、元々この地域は彦根藩であったこと、150年前は犬上県であったこと、  
彦根市の市街地域は、犬上郡彦根町であったことなど、地域に愛着と誇りを持  
ってよいことだというふうに思っております。ナンバープレートの地域表示、  
いわゆる彦根ナンバーで地域の一体感を醸し出して、彦根市及び周辺地域の本  
町も、地域の知名度向上がめざしたらいいなと考えました。よって、アンケ  
ートによって、住民の意向を伺うことにしたのが、真意でございます。

それから2つ目の、町のイメージを消したいということで、第4次の発言と  
いうことでありますが、町のイメージを消したいとは言っていないと思えます  
し、イメージアップを図りたいという思いがあります。それで、第4次総合計  
画の策定の際のアンケートについては、山田裕康議員からも一般質問を受け  
ました。町への愛着について、町への定住意向について、定住意向1番、2番  
のパーセンテージも省略しますが、定住意向で、住みたくない、移りたいとい  
う意向の方の甲良町に住み続けたくない理由についてのアンケート質問、設問  
があったときに、一番多かったのは、まちのイメージがよくないため、60.  
8%。この60.8%を山田裕康議員からも質問いただいておりますので、い

ずれにしても、町のイメージがよくないという理由が最も高いということでありますので、そのことを何とかプラスイメージに変えたいということの取組の一つとして私は、ご当地ナンバープレートが起爆剤、機運醸成にならないかというふうに前向きに考えた次第であります。したがって、イメージを消したいということではございません。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 いみじくも、アンケートの結果のところの、町のイメージが悪過ぎるので定住自立、定住、それから定住するつもりがないということの中に、非常に大きな範囲を占めているわけですから、そのことが頭にあったということです。ですから、これご当地ナンバーの是非については、今、住民アンケートが取られています。町長としては、そういうナンバーをつけることでイメージが上がる、こういう発想自体も、私は、議会にも相談なく、申請をする。それから申請をする日、3月10日ですけども、その時に言われたわけですけど、そのときに正式な議題にするという点でも、やはりイメージの悪さを町長自らが進めているということになるわけで、私はこの発言を聞いて、以前、3番のところに行きますけども、「甲良大好き」、教育委員会の入口のところ大きく張り出していた時期がありましたし、また町長は、まちづくりの課長として、まちづくりの中心の重責をずっと続けてこられた方です。この方がそういうように思われていると。それで、ご当地ナンバーを導入することによってイメージが消えるのかというようにところで発想されていることに、大変落胆をしたものです。そういう点では、このご当地ナンバーの導入の是非を問うアンケート、これはやはり開票の状況は、ぜひ公開の場で行っていただきたいというふうに思います。

この3のところと、それからご当地ナンバーのアンケートについて関わっていますので、2つご回答ください。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 ご当地ナンバーは、これまで議会からも決議もいただいておりますし、改めて今アンケート実施中でありますので、集計については、漏れのない集計をしたいというふうに思っておりますし、何よりも町民で大事なものは、甲良に住んで、甲良の地域に愛着と誇りを感じるということが一番大事でありますので、そのことを前提に、ご当地はどうだという議論は、次の段階に移りますが、そういう気持ちが大事であります。

それと、お題をいただきました「甲良大好き、人間大好き」という掲示については、公民館の玄関に掲示をしておりました。主には、教育委員会の学校園方針の推進事項の一つでありました。特に、西小学校では異年齢集団活動での子どもたちの学年を超えた交流であったり、地域学習として、地域に出かけて、

テーマを決めて、現地学習をするであったり、地域からゲストティーチャーを招いて学習をする、人間性を育む体系的な実践活動というのを教育委員会が総称して、「甲良大好き、人間大好き」と言える子どもの育成を合い言葉として、「郷土を愛し、郷土に誇れる人間育成に努めた教育の推進」ということを掲げられておりました。

いずれにしても、ご当地ナンバーもそうありますが、この標語についても、自分を好きになって、地域に誇りを持って、そういう思いになるということとはとてもすてきなことだと思いますので、まずその連続線上での取組だというふうに思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私は甲良に移住をさせていただいて、仕事上ですけれども、移住をして、選択は間違いでなかったというように今も思っています。人々の温かさ、それから彦根では感じなかった、その都市部では感じなかったいろんな近所の付き合いですね。そういう点でも、それから宇の祭り、ここにも寄せていただいて、最初からびしょうから入らせていただきました。そういう点では、上から「甲良大好き」、それから「誇りを持ちなさい」、言われるものではないですね。やはり、内面から湧き出してくる、それから情操されるようなそういうものはスローガンの的に押しつけられて、逆に反発もしてきます。ですから、やはり、中身から甲良が住んでよかった、住み続けられるまちにしたいなというのは、それぞれ自分が住民の方が思っていくことだし、つらいことを改善していく上でのいろんな住民の声が行政に反映する、議会に反映する、こういう取組こそが大事なんだと思いますので、この点はやはり、ご当地ナンバーだけが、ご当地ナンバーだけとは言えませんが、それをイメージの改善につなげるというのは、僕はあくまで発想の転換が必要だというように思いますので、次に進んでいきます。

次に、これも1つのイメージが悪い一つですけれども、税金の適切な管理ですね。裁判が終わりました。京都新聞、中日新聞がいい記事を書いていただいています。町長の謝罪を受けて、私たち原告18人、今現在17人ですけれども、訴状を取り下げることにしました。ですから、やはり不適切な管理があったという点では、裁判長の和解に相当する提案ですね。勧告。勧告とは言えませんが、提示がありました。それは時間的にありませんので、また皆さんにお知らせをしようと思っておりますけれども、多額の不納欠損を生じた、それからコジマの事件を契機にして、徴収、督促を停止したことについての是非が問われたというように、裁判長も和解の文書の中で、和解を進める文書の中で、書かれています。ですから、長期化を避けるために和解をしたらどうですかという提案があったわけですから、深謝という言葉、私たちの提案を受け入れて深謝とい

うようにしてもらいました。この点、多額の欠損を生じた、その欠損を生じたこと、それから財務規則の厳格な遵守、これが確約の中でもうたわれています。これを、やはり相当な町民に向かって、原告に謝るということじゃなくて、町民に向かって、謝っていただくということが大事ですので、この点申し上げたいと思いますが、町長の見解、お願いいたします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 議員の質問時間が終了ですので、手短にお答えをしたいと思います。

何よりも、この趣旨については、背景・要因、総括ということが書かれましたので、一度私としても、全体を振り返りました。そして、深謝という言葉も使わせてもらっておりますので、広報でそのことを発表していきたいというふうに思っています。

一番の問題は、何でこんな事件が起きたんやろうなということも含めて、少し調べてみました。多額の滞納金及び不納欠損を生じさせた、元職員の公金着服事件は、平成25年度から28年度の4カ年にわたっていたことが、後の検証で判明をしております。この不納欠損額についてであります。ちょっと決算書を調べました。平成25年度不納欠損額、町税、これは町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税の総額であります。421万5,759円。平成26年度、1,323万7,729円。平成27年度2,516万6,631円。平成28年度777万5,390円。ここで見逃してはならないのは、ずっと甲良町の不納欠損額は、何百万円台での推移をしているんですが、平成26年度だけが1,300万円という数字になりました。このときに、何で見逃したかということでもありますので、徴収担当の税務課、それから決算書調製の会計室、財政担当の総務課、組織として見逃したということは重いと思いますし、さらにあと職員の話聞いていますと、税の収納データと会計データのすり合わせができていなかった。結局、すり合わせたら、データが違っていたということが判明しておりますので、その時点で、そういうことができていなかったのかなということなんです。

それと、これを教訓に公金着服事件に関する第三者委員会の報告については、3つのポイントを指摘されております。税の徴収体制の問題、職員のモラルの問題、町の組織風土の問題が指摘をされました。

未納金の処理については、元職員から4,760万円の損害賠償金がありましたので、これを基に未納金を調べ出して、未納金充当をしまして、現在、その損害賠償金の残額が53万7,978円。これは、財政調整基金に保管をしているという状況でございます。

今後のことでありますが、これを教訓に、第三者委員会の提言を受けて、再

発防止策評価委員会というのもつくられて、我々職員が、事務改善に取り組んでまいりました。公金管理マニュアル、債権管理マニュアル等々を発するとともに、それから財務であります。財務処理については、歳入では、調定、収入の起票、歳出では執行伺、債務負担行為、そして支出起票という、決裁区分で、今決裁区分のとおりにやっておりますし、最終、会計管理者が、入念に事務チェックを行っているという事務の改善を図ってまいりましたので、今後ともこれを教訓に、行政事務を進めていきたいと考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私の手元に残っている、29年以前の7年間の不納欠損額でも1億2,000万円を超えます。その点でも、やはり大変甘かった。管理状況が不適切だと、裁判長から指摘をされて、和解であり、そして裁判の取下げという形になりましたが、私たちは基本的に訴えの中心点を認めてもらったということで、提訴を取り下げたわけです。その点でも、このイメージの悪さの一つにある、私の友達の友達が、甲良町は税金払わんでもええらしい、移住しようかという、帰ってこうかというようなことを言っている友達がいてるんですけども、そういう点でも悪さ加減が広がっている。そういうように、一つ一つの中身、甲良町としては、制度を守り、そして住民に住みやすい、いろんな施策を努力をしているにもかかわらず、それが広がらない、分かってもらえないという、元のところを正していけるように、行政も努力いただき、私たちも必要な提案をすることを、今後とも表明させていただいて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○建部議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時、10時45分までの約20分間休憩します。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時43分 再開)

○建部議長 それでは、再開します。

次に、4番 山田裕康議員の一般質問を許します。

4番 山田裕康議員。

○山田裕康議員 4番 山田裕康です。議長の許可をいただきましたので、これから一般質問を行います。

農家さんにおかれましては、6月1日から小麦の収穫が始まり、大変忙しい時期となっております。小麦の収穫が終わりましたら、大豆の播種が始まります。肥料の高騰が続いており、大豆の資材も値上がりしておりますので、農家さんには大変厳しい経営になろうかと思われまます。そのことも踏まえて質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

それでは、まず、(1)甲良町総合公園の運営状況を問うということで、①



の令和3年、4年度の電気代は年間幾らだったのか、お聞きします。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 令和3年度と4年度の運動公園の電気代ということで、3年度におきましては、128万3,408円でございます。令和4年度で101万4,917円となっております。

以上です。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田裕康議員** 私の前に質問した平成28年、29年度が191万円、175万円ということで、ちょっと低くなっているんですけど、コロナの関係で、大会がなくなったりしたのかなとは思っているんですけど、このときからの電気代の基本料は変わっていますか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 電気代につきましては、令和、コロナ禍で非常に変わってきたということもございますけれども、令和4年度にナイターの電気代の方の電気設備工事の方を町長の指示により行っております。その関係で、夜間ナイターがなかなか使用できないということになっておりますので、その関係で落ちたきたということも事実でございます。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田裕康議員** ありがとうございます。

次に、②の令和3年、4年度の水道代は年間幾らだったのかお聞きします。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 令和3年度におきましては、水道代につきましては、39万8,080円、令和4年度で39万6,620円となっております。

以上でございます。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田裕康議員** 前、質問したときは28年、71万4,000円。29年度で47万5,000円でしたので、大会がないからと言って、水道、トイレの使用も減ったということで、下がってきているんだと思うんですけど、こちらの方に関しては、これからまた増えるということによろしいですか。大会があったら。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 基本的に、やはり多い月というのはやはりあります。水道の使用料で。そういった月はチェックはしているんですけど、過去にその70万円代までいったのは、実際問題として漏水ということがありましたので、その金額はいつているというのが、前の過去からのお話で聞いておりますので、使用の方につきましては、大体このあたりの金額が推移するとは思っております。

す。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 分かりました。

次に、③の令和3、4年度の使用料の収入は年間幾らだったのか、お聞きします。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 3年度で11万4,650円、4年度で5万3,500円と、やはりコロナ禍でかなり4年度においては少なくなっているという状態でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 前に比べると、そんな変わってない。28年度で9万2,100円、29年度で7万1,600円でしたので、そんなに使用料が変わっていないんですが、次の質問ですけど、令和3年、4年度の使用日数は何日だったのか、お聞きします。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 令和3年度で127日が使用日数でございます。令和4年度で83日となっておりますので、こちらの方については、減免の方の利用についても含まれた形の日数でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 前に比べると、一番多いときで28年度の使用日数が163日だったのが、コロナの関係で減っているんだと思うんですけどね。やはり、どこの団体がやっぱり一番多く年間使用されているんですか。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 町内におけるスポーツ少年団が、事実一番多い状態でございます。その他は、町外の方の利用というのもございます。そういった形でありますけれども、やはりもうほぼスポーツ少年団の利用が多いという形の状態が実情でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 スポーツ少年団というのは、ちょっと私は、前はあったんですけど、今はないとかいろいろな話が出ているんですけど、今どういう現状になっているんですか。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 過去は甲良東、甲良西スポーツ少年団というものがございまして、昨年度は甲良西の方だけが具体的に補助をもらった団体という形になっておりましたけれども、今年度は、甲良を1つで東西併せて1カ所のスポーツ少年団という形の団体になっております。

- 建部議長 山田議員。
- 山田裕康議員 そしたらスポーツ少年団がまた1つになって復活したということで、それはいいことなんですけどね。やはり、町外の人も使っているということなんですけど、今、現実次の何時間というまではいいんですけど、次の⑥で、使用料が前と変わったところはあるんでしょうか。
- 建部議長 建設水道課長。
- 村岸建設水道課長 現在、使用料につきましては、使用料条例に基づき、前と変わったことはございません。その関係上で設定ができていない場所、このあたりについては、電気を使われたら実施相当分の電気代を頂いているということもございますけれども、基本的には芝広場が町内の方は500円、町外の方が1,000円というのが日中で1時間当たりいただくというような形のものでございます。多目的については、全面を使われると、町内の方が1,000円、町外が2,000円という形でいただいている使用料条例のと通りの徴収をさせていただいているところでございます。
- 建部議長 山田議員。
- 山田裕康議員 前に私質問したのと一緒ということなんですけど、次に⑦の近隣の市町の使用料は、どのようになっているんでしょうかね。
- 建部議長 建設水道課長。
- 村岸建設水道課長 近隣につきましても、それぞれの運動公園を抱えておられます。そういった状態の中で、彦根市をはじめ、豊郷、多賀町、愛荘町、ありますけれども、それぞれ形態が違いますので、一律に広さとかは比較はできませんけれども、一番安いところだと、時間、日中昼間400円、高いところで日中1時間平日2,000円。平日以外、彦根市なんですけど、1時間4,000円とかいうのがありますので、基本的には料金設定につきましては、400円から2,000円が1時間当たりというのが、近隣の市町の状況でございます。
- 建部議長 山田議員。
- 山田裕康議員 大分高いところがあるということなんですけど、やっぱり甲良町が、町内の人500円ということがなっていますので、半面、多目的運動場ですからね。また、少年野球場の方は1時間町内ですと500円ということで大変安いということなんですけどね。それで、やっぱり今、減免とかの話があったんですけど、ほかの市町でも甲良町と一緒に、減免して、使用料を頂いていないところとかあるんでしょうか。
- 建部議長 建設水道課長。
- 村岸建設水道課長 基本的に、減免は各市町やっておられます。指定管理事業についても、甲良町以外の町が全て導入されておられます。基本的に、愛荘町

とか、この全てのスポーツ、体育協会とかそういった形の団体が多い状態です。町につきましては。市につきましては、共同事業体の方が指定管理を受けておられるということで、そういった形の運営を指定管理の方にお渡しはしておりますけれども、減免については、各市町やっておられるということと、また町外の費用については、約1.5倍とかいうのが多い状態でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 減免をしているということなんですけど、やはり減免とか指定するのがいいんですけど、そういうのは全然大丈夫なんですけどね。備品関係とかも、やっぱり甲良町が持つということで、そういうのもやっぱりびわこライン、線を引くやつとか全部備品関係がありますが、やっぱりこれは全部甲良町が負担しているんですよね。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 基本的に運動公園にあります備品関係については、町の管理になっております。そういった形の管理物件につきまして、なかなか修理ができていないものもございますけれども、原則町の管理というものになります。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 そうすると、聞いている中でやっぱり総合公園の運営はこれからどうしていく、8番目ですけどね。どうしていこうと考えているのか、この前、いろんな話が出ているんですけど、どうしようと思っておりますか。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 この9月議会、12月議会、少しお話の方はさせていただいていると思うんですけども、運動公園につきましては、住民の健康づくりまたは地域住民の交流の充実、また地域の防災上の避難場所と、採算ベースだけではなく、非常に住民の福祉施設、福祉的な機能、多機能な施設でございます。そういった施設をよりよく住民の方に使っていただくために、やはり指定管理制度を導入しまして、自主事業、そのあたりで余計に活発に利用していくことを促していきたいというのが担当課の考え方でございます。

そういった中で、具体的にシルバー人材センターに除草作業とか、そのあたりとかについては、入っていただいておりますけれども、やはり高齢者福祉の観点からそういった作業につきましても、そういったお仕事がなくならないような形で、連携をして指定管理制度というのを検討していきたいというのが現状でございます。

以上でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 甲良町においてはやっぱり、そういう町内の方に向けて減免とかがあって、どうしても赤字になっているんですけど、ほかの市町はやっぱり

どうしても赤字になっちゃうんでしょか。分かりますか。ほかの市町。赤字になっているというのは分かりますか。分からないか、ちょっと質問していないんですけど。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すみません、ちょっとほかの市町は申し訳ございません。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 次に、最後の⑨ですね。やっぱり、見直しによって赤字はどこまで抑えられるのかということで、それから最低でも利用率も増やさなければいけないということなんですけど、これからすることによって最後のシミュレーションしてお答えくださって書いてあるんですけど、どうでしょうかね。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 すみません、具体的なシミュレーションというものにつきましては、正直言いまして、今現状で町の職員が携わって人件費というものが発生しております。そういった関連がありますので、実際シルバー人材センターに正直維持をしていただいている部分が費用が多々でございますので、そちらの維持管理だけで約600万円強をお支払いしているというような状態でございます。材料費とかそのあたりと。ただし、この費用以外に、運動公園で工事費で木の伐採を行ったり、そういった費用が、昨年でしたら随意契約の範囲で行いましたので、約2本なので260万円強は投入をしているという形のものでございますので、そのあたりを踏まえまして、指定管理とかそのあたりについて費用を抑えていくというところには検討させていただきたいと思っておりますけれども、どうしてもやはり1,000万円を超える費用がどうしても発生するというような状態でございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 分かりました。どうしても赤字になるということで聞いているんですけど、やはり甲良町はやっぱり町長が言われた財政危機宣言を発しているところがございますので、どうしても赤字を抑えていかないといけないということがありますので、これから改善、早急な改善をしていただいで、赤字をなくしていくよう努力していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、(2)の住宅新築資金の裁判における矛盾点を問うということで、質問に入ります。

まず、①の質問で、令和5年3月議会において、議案第28号はなぜ時効になったのか、お聞きします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 この資金は住宅改修資金でございました。貸付契約書、それから公

正証書も作成されておって、償還金未納通知催告書、督促状、納付指導依頼書の送付も行っておって、貸付金の成立は認められておりました。昭和60年10月の初回引落としの償還があったのみで、それ以降の納付がなく、同和対策事業関連の事業推進に係る代金であるという相手方の主張もあって、相手方は債務認識がないという主張でございました。

裁判の争点については、貸付契約であったかどうか、消滅時効が認められるかどうかでありました。最終的には、貸付金の初回の1回の返済しかなく、その後35年が経過をしており、また債務の承認が認められなかったため、消滅時効というふうになったものでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 これでちょっと私はいろいろ情報をいただいているんですけど、昭和55年から始まっていますよね。この話はね。これが、当時の町長、助役が行って、そのときには、呉竹の今の公園、その土地が葛籠町の方の土地で3反の土地が、田んぼがあったんですけど、それを買に行ったんですけど、葛籠町の人が売らないと。代替地を欲しいということで、甲良町で葛籠町上で田んぼを持っている人はこの人やということで、町長と助役とがお願いに行っていると。代替地を欲しいということでね。行っていると。昭和55年11月4日、甲良町と土地の売買契約も結ばれていますね。この後に、また町長とか行って、いろんなことで売買契約等を結んでいっているんですが、途中で同和、同和促進協議会から、甲良町とこの人との契約が無効やという訴えがあって、それによってお金の支払いがずっと遅れたと。甲良町。いうことでその間、甲良町もずっともう裁判中で払えないということでやっておりました。それで、このときに甲良町の職員から、住宅新築資金で250万円のお金をもう押さえとるといってお話があって、昭和60年10月14日に甲良町の職員が全部手続をやって、当時借入れがありました。それで、この方はもう土地の代金として押さえとるお金全部、支払い義務はないということで払っていないということでした。

このことをということをきっちりと町長も聞いていたら、町長にはもうこれ知っていますわね、町長、聞いているのはね。2018年2月に町長室で面談して、その方と面談して、このこともずっと聞いていますわね。そしたら、こんな裁判せんと、きちっと話合いしたらよかったんですけどね。裁判をして、結局は甲良町が負けてしまったということですのでね。町長、やっぱりそういうこともきっちりと横の連携があって、そのときに人権課長のあれです、次代わったときでも、きちっとこのことをしゃべって話しておれば、こんな裁判をせんでも済んだということをやっと私に言っておりましたので、ちょっと言わせてもらっておきますけどね。それで、時効となったのは、この前も総務課

参事から10年と聞いたんですけど、この時効の10年というのはもう全然成り立っていませんわね。はっきり言いますけどね。督促状とか皆出していますよね。町長。ここに、原告訴訟代理人としてということで、弁護士福井、稲田、上辻ということで、原告の第4準備書面というのを出示されていますわね、町長。ここに平成5年5月14日、通知が発送。それで、平成5年だけでも、4回ぐらいやっています。それで平成5年、7月8日にも発送しています。これが、7月、8月、9月、10月、11月、12月。次は平成6年にも通知を発送していますね。ここにずっと書かれているんですね。ここにはね。平成7年にも出しているという。そして、この時効というのは10年の1つも成り立っていないやけど、裁判官も時効ということでなっているんですけど、ちょっとこちら辺はどういう認識を持っておられますか。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** すみません。この案件につきましては、先ほど時効というお話がありましたけれども、まず1審で町の方は敗訴をしております。そちらの方は時効が認められたという形で、敗訴をしているんですけども、それが先ほど町長が申し上げましたとおり、債務の承認という形の承認がどのような状態かに応じてということで、町の方が控訴しております。控訴した大阪高裁の方で控訴した結果、長期の争いを避けるために和解の提案がありまして、和解で解決をしているという案件でございますので、全てが時効という形で終結はしていないというご理解をお願いしたいと思います。

○**建部議長** 山田議員。

○**山田裕康議員** 最初、負けましたよね。それから上告したときに、課長がこのときに、うちの弁護士はやる価値がある。裁判官によって、見解が違ふと。弁護士はやる価値があると言うて、勝てるのかということ質問されておりましたね。これでも、弁護士はやる価値があるということでやりましたね。結局は和解ですやんか。最初は、はっきり言うて、124万円幾らで和解しましょうと一審のときは。ここにありますよね。令和2年2月9日に出していますよね。「被告は原告に対し本件解決金として金124万6,084円の支払い義務があることを認める」。このとき1回目の和解をやったけど、124万円で済んだんです。これを上告したことによって、30万円まで下がったということですね。最初は、次に質問と一緒にまた答えていただきたいんですけど、2番の方の30万円の報酬のことがあるのかと。はっきり1,000万円以上。なっていますわね。これをみんな放棄したということなんですけど、ちょっとこちら辺、やっぱりなるんでしょうかね。

○**建部議長** 建設水道課長。

○**村岸建設水道課長** 全ての案件、報酬が発生いたします。弁護士報酬につきま

しては、基本、着手のときと終結費という形で全てが終わったときという形で、今回の方は終結時になりますので、取得利益額による報酬という形で300万円までの金額については、16%です。300万円から3,000万円については10%、3,000万円以上の部分については6%という形で決まっておりますので、過去前年度の一覧の費用の一番下に、それぞれの区分については、着手金と、そのあたりを過去に書いてお渡しした金額等の契約になっておりますので、必ず発生します。そういった発生した費用につきましては、県の住宅課の方の補助で4分の3の補助をいただいて、町の方が、弁護士費用については、そちらの方の県の補助をいただいてお支払いをさせていただくという流れとなっております。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 それで、私がおかしいなと思っていたのは、出されたときの議案第28号の議決を求めるについての資料、資料の1ということで、債権の放棄額が1,217万7,824円ということで、1,000万円以上の放棄をするということになりますわね。それでこの私が言いたいのは、上告して弁護士がもう最初からもう裁判官が和解をしようということをやられたということで、最初80万円で和解してくれと言って行って、向こうに蹴られましたよね。それで結局は30万円ということになったということなんですけどね。これははっきり言って、向こうは最後までやったら100%勝てるんですよ。はっきり言ってね。もうこのままやっても。そしたら、向こうの弁護士さんがやっぱり忙しい方か知らんけど、最後までやっても30万円、弁護士費用の方が高くつくで、もうこれで収めておきなさいというて向こうの方が言われたということで、やっぱり忙しい弁護士さんだったらそういうふうになるのが多々あるそうなんですけどね。それを、80万円から30万円まで下げてでも和解しようと言うてやったとき、西澤議員からもこの上告のときに質問があって、和解するのが目当てなんかということだったんですけど、それは違うということをやられていたんですけど、やはり上告をしてもお金を使って、またこういうことしてまた結局は和解で30万円で、1,200万円からの放棄をしなければならなくなったということですね、これはもう大変痛手で、このことをそれよりも私は言っていたんですけど、前から言っていたのは、町民の方と話し合ってたら、町長、あなたもよかったんですけどね。例えば、ここにも判決文としてあるんですけどね。ここにも書いてあります。「町長も被告から直接話を聞いても、すぐに対応しなかったばかりか、予算措置が取られてもすぐに弁護士へ依頼しないなど、結局のところこの問題を先送りにし、回収を怠ってきたものであって、長年の間、地方公共団体としてなすべき債権管理をせず、ずさんな管理しかしてこなかったと言わざるを得ない」というふうに、ここに裁判官が書かれ



ています、町長。あなたもこれでこの人から話を聞いてたということをもうこれで証明しているわけですよ。なぜ、この人の話をして、当時の人権課長に資料がないかと言ったら、みかん箱に半分ぐらいあって、そのことをきっちり調べてその方に報告なり何なりしてればよかったですけどね。なぜしなかったんですか、そこをお聞かせください、町長。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 経過はるるございました。35年という長きにわたる資金回収、結果、今読み上げられましたけど、町の債権管理というところ辺が、長きにわたったということでございます。したがって、弁護士依頼をして、何とか解決しようということでございましたので、経過は、今、山田裕康議員がおっしゃったことは記録にあるし、そのとおりでありますので、町としては、改修資金250万円を貸付けた、本人は事業の関係の経費に充てといてくれという主張であったので、その溝が平行線がどうしても行政と相手方の主張が隔たったということで、裁判の結果が今、経過を含めて申されたとおりでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 いや、裁判はそれでいいんですけどね。町長ね。私が言いたいのは、そのように聞いていて、資料もみかん箱に半分も出ましたというて言われているのに、それを資料も調べもせんと、裁判やって負けるというのはちょっとおかしいなと僕は思うんですわ。それを町長、言っているんですよ。何でそのときに、町民のこの方と話し合いをして、やって、そんな町の裁判費用も使う必要もなかったんですよ。はっきり言ったらね。それを何でしなかったかというて、何でもかんでも裁判やいうて金使うては、町民も裁判に幾ら使うてんねんというて疑問に思っ言うてくる人もいますわ。はっきり言うてね。これを私は言いたいだけであって、町長、やっぱりもうちょっと町民との話し合いをすれば、こんな無駄なお金は使わなくて済むということをやちょっと言わせてもらっておきますので、町長よろしくお願いします。もうこれに対しては、答えがあればですけど、なければいいですけどね。

次に、この前の議案29、30、31号、32号ということで、この和解契約の締結はどこまで進んでいるのか。話し合いは何回行われたのかをお聞きします。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 3月議会で提案させていただきました4件につきまして、もう既に2件が昨日、書類の方の締結をして、本町役場に届いたところでございます。あと残り2件につきましては、各4回、5回、各弁護士と相談をなされて、書類の方のやり取りをしておられるというような状態でございます。

以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 この案件で進んでいるということで、これはいいんですけどね。聞いたんですけど、ちょっと弁護士の方が和解案の方も、ちょっとあまりしゃべってこなかったのに急に送られてきたということもいろいろ聞きますので、やっぱりきっちりと相手方と話し合いを十分にさせていただいて進んでいただきたいと思いますし、次の④、これの締結は弁護士を入れて行うということなんですけど、これは弁護士が全面的にやって、これに対する報酬というのか、裁判じゃないんですけど、これは幾らになるんですか。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 先ほど申し上げたとおり、費用の回収について依頼をしておりますので、弁護士に。同額の率になっております。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 文書を出すとかそういうのはないの。

○建部議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 文書を出したり、そのあたりについても全部含めております。

○山田裕康議員 報酬だけですね。

○村岸建設水道課長 報酬の中に含めておりまして、実費相当分というて5万円、着手の預り金というのは精算をしたりする部分はありますけれども、基本は16%という形で、成功報酬をお願いします。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 分かりました。

そしたら、次の(3)で、元職員の裁判で行政が負けたことに対して問うということで、①なんですけど、この質問は、この前報告ということで出ていますので、125万4,000円ということで出されていますので、そこはよろしいんですけど、次に2番の最高裁まで行った弁護士費用は幾らなのかということでお聞きします。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 まず、1審でございます。53万9,000円。2審で26万9,500円。3審最高裁で26万9,500円で、着手金これになるんですが、合計129万8,000円と。それと郵送料、印紙が11万1,673円。合わせまして、着手金及び実費合わせまして、140万9,673円ということになっております。

以上です。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。これで、町長は弁護士も上告してもあ

かんと、議会もやめとけというて、それだけの費用を使ったんですけどね。やはり、この元職員も同じぐらい使われています。はっきり言って。125万4,000円を振り込まれていたんですけど、これだけでは弁護士費用がどうしても足りませんので、自分の手出しもようけ出しておるということを聞かせてもらったんですけどね。町長も、弁護士がやっても負けると言われているのに、やって今言うてる2審、3審の予算で50万円以上かかっているんですけど、これに対して町長、自分で後からどういうふうに思ったんですか。負けたことに対しては。使ったことに対しては。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 何度も申し上げておりますように、手続不備というところでありましたので、その教訓を生かして、以後そういうことのないように努めておりますし、判決を通じて反省をしているところでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 反省をしているということなんですけど、町長、前に元職の裁判で負けて、損害賠償の側にあつたときに、町長らとそのときの課長と、5万円とか2万5,000円出すとかいうふうになったんですけどね。今回の、町長、もしそういうふうなものも前回もやっているんですけど、今回弁護士もあかん、議会もやめとけと言っているのに、したことに対して、何かそういうようなことをするんですか。もう一切しないということですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 そういう措置は、今のところ考えておりません。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 分かりました。やはり、反省をしているということなので、本当に反省しているのかということちょっと今考えているところなんですけど、2番に行きますけどね。これ2番というか3番の懲戒審査委員会が出されていますわね。ここに答申書というて、令和2年の甲良町職員分限懲戒審査委員会の答申書、委員長以下、書いていますわね。ここに、対象者の名前を書いています。それで、処分内容が停職3カ月が相当である。地方公務員法第29条第1項第1号及び同項第2号ということで、懲戒審査委員会も3カ月と出していて、裁判に負けたんですよ。そしたら、この懲戒審査委員会もやったことが間違っていたというふうになるんですけど、これに対して懲戒審査委員会とは、どのように言われているんですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 今回の敗訴については、手続不備ということで敗訴になったわけでございます。町の職員分限懲戒審査委員会につきましては、一般職の職員の分限及び懲戒に関する事項を町長の諮問に応じて答申をする委員会でございます。

す。この答申は、処分が必要かどうか、また処分が必要な場合は、その種類や期間等を答申されるものであります。裁判は原告と被告の関係でありますので、審査委員会にはコメントを求める機関ではありませんので、町としては意見を求めておりません。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 今、手続上と言われたんですけど、懲戒審査委員会までやっぱりそういうことを把握してやっていないんですか。ただ、そんなことに立ってやるだけで、手続がどうであろうが、何であろうが、どうでもいいということなんですか。今の言い方でしたら。それで、町が全面的に悪いということ言うんですか。どっちが悪いか。ちょっと聞きます。町が悪いのか。全面的に手続ができてないのは、町が悪かったのか。ということで、いいんですよ。それに対して、そしたら誰が悪いんですか、これ。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 審査委員会は町の諮問での答申をされました。非違行為に対する答申がありまして、町長は答申を受けて、尊重して処分をしましたので、処分をした町長の手続不備ということでもありますので、町長の不備ということになります。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 町長が全部悪いということで今認められたんですけど、そのことに対して、今④で言ってください。裁判に負けるとは、町長が間違っていたということで、間違っていたということ今認められたんですけどね。やはり、町長、あなたが間違ったということは、この3カ月停職させて、その子の心を傷つけて、きっちりとしたのに、この前からほかの議員も言うてるんですけど、やはり自分の判断が間違ったことをやったら、謝罪するのが常識だと私は思うんですけどね。このことに対して、町長、あなたはしないとか言っているんですけど、ほんまにこれ人間として常識やと思うんですよ。ほんまにこの子に対してやっぱり謝罪するのが、私がしなければならぬと思っているんですよ。町長、あなたどう思いますか。しないということで今宣言できますか。宣言してくれるんやったら宣言してください。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 議員からは、私も、人間の道としてどうかということでの謝罪という要請については、議員各位から承っているところでございます。今回については、町の懲戒処分手続について、手続的違法の瑕疵があったとの結論が出たものでございます。したがって、令和2年6月以降の懲戒処分については、必ず弁明の機会を行っております。手続不備による判決につきましては、大変重く受けておりますし、反省をいたしております。相手方への謝罪については、

私には行いません。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 もうはっきりと行わないということ言われたんですけど、相手方は、この3カ月の停職を受けて、そのときは、私も知っています、大分ショックになっていましたわ。これが、不備があつて、3カ月はあかんと、この裁判で言われているんですよね。町長。それでまた、責任は町長にあると言っていて、そしたらどうするんですか。町長が責任があると今認めているのに、この子に対して精神的に苦痛を与えて、そんなことをしたら不備があかんかったということでしたら、町が悪いということやったら、町長、あなたが謝罪するのが当然やと思うけど、今、しないということ言われましたので、ちょっとそこら辺はどう考えてもおかしいなということをおっしゃってあげておきますし、次に5のほんま言うてるように、税金をやめとけというて、やって使った事、またずっと負けていって、この子は上までやったということで、この子に対して120何万円払うてでもやっぱりこの子は弁護士費用も高くついて、なって、やっぱりそうなっているんですけど、やっぱりこのことに対する責任は、何か取るということはあるんですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 ただいま申し上げましたとおり、判決を受け止めまして、手続不備があつたことを深く反省いたしております。反省以上の責任については、考えていないところでございます。ここで何度もご質問いただいておりますので、町長としての所感を申し上げます。

町長は行政事務全てに責任という重みがあることを改めて実感をした次第であります。懲戒処分は、公務員の職員の義務違反や非違行為に対して、制裁を科すことにより、公務員関係の秩序を維持することにあります。したがって、職員が処分を通じて、実務事務に改善につながり、それ以降、戒めとして捉えることが本来の懲戒処分でございます。処分権者、私ではありますが、町長として、その目的が果たせるかの判断責任の重さを今後活かしたいというふうに思っております。

以上であります。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 今後に生かすということなんですけど、また今、先ほども言いましたが、弁護士費用はやめとけ言うのに無駄遣いをしているということですし、今行われている懲戒免職の裁判も、もしこれからもうこの前証人尋問が終わって、9月か10月に判決がでるだろうということなんですけれど、これも町長、またもし負けるようなことがあったら、最高裁まで行くつもりですか。弁護士の意見とかいろいろ精査してやるということですか、どちらですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 この事案についても、私が訴えられた事件でありますので、裁判での争点を通じて、裁判所で争いをしたわけでありますので、次の裁判のことを聞かれておりますが、まだ判決が出ておりませんので、判決を見た上で考えていきたいと思っています。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 分かりました。もし負けるようなことがあったら、その子の人生、懲戒免職となったら、これから履歴書にも甲良町職員を懲戒免職と書かなければならなくなりますね。その子の人生、就職するにしても、またなかなかできないという状況に今陥っているということを聞いています。それで、今度のことに対しての、町長、ここに委託業務検査調書というのを持っているんですけど、ここにね。検査所見。「不都合なきものと認める」と書かれていますわね。ここに、町長、あなたの判子も押していますわね。あなたも認めていると、不都合なきものと認めるよと。支払いに関してね。それと、支出負担行為というて、これは2万2,000円。こちらにもこれだけの者の判子が押ししてある。皆認めていまわね。2万2,000円支払ってもよろしいよと。この最後にも、町長、あなたの判子を押ししていますわね。支払決定書、これもずっと回ってきますわね。121万円。このときのこれまでの裁判でやっているものに対して、こういうふうなこれだけの支払決定書いうてずっと判子を押しして、最後に、野瀬町長、あなたが判子を押ししてもらうてるね。これ判子を押ししている以上は、あなたの責任があるんですよ、これ。そういうことは自覚していますか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 今、争いを起こしている、それぞれの証拠書類から引用されておりますので、それぞれの決裁については、町長が最高決裁者でありますので、全て町長が必要な法ルールに基づいた決裁はしております。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 分かりました。私は、組織にいた人間ですので、判子を押しした以上、これは責任がありますので、そのことだけ言うておきますわ。これに対して、これからも町長が判子を押ししている以上、この子に対しても逃げることができませんので、よく覚えておいてください。

次に、行きます。(4)の肥料の高騰が続いているが、本年度の対策はということで、冒頭にも言わせていただいたんですが、①の今年度の農家支援はどのように考えているのか、米、麦、大豆ごとにお答えください。

○建部議長 産業課長。

○宮川産業課長 まず、小麦、大豆におきましては、農林水産省が実施しており

まず経営所得安定対策で、畑作物の直接支払交付金、ゲタ対策があります。米、畑作物には、収入減少影響緩和交付金、ナラシ対策などがございます。また、主食用水稲につきましては、経営所得安定対策のナラシ対策以外では、コロナ臨時交付金を活用いたしまして、令和5年度の農業者支援策として、今回の6月補正予算に計上しているところであります。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 分かりました。ちょっと私、調べたことをちょっとおきまして、大豆の資材なんですけどね。大豆の資材も高騰していまして、土づくり肥料が、ちょっと覚えてほしいんですけど、20キロの袋で、令和4年度が680円だったものが、令和5年度で730円の50円の値上がりです。それで、1反に100キロというしなければいけませんので、5袋ということで、250円値上がりします。今回の大豆資材がね。

それと、次は元肥の肥料になりますよね。これも20キロ換算で、昨年が3,600円。が、令和5年度では4,680円。1,080円の値上がりします。これは1反に30キロの利用ですので、1反で1,620円値上がりします。

次に、追肥の肥料ですけど、これは1,620円が30キロですのでね。次に、追肥の肥料ですけど、これは令和4年度で20キロで1,450円。これが令和5年度で2,110円ということで、660円の値上がりです。また、これは1反に対して10キロ使用ですので、330円値上がりで済むんですけど、大豆肥料で、1反に対して2,200円値上がりになっていますので、そういうことも考えますと、やっぱり農家経営のすごく厳しい状態になると思います。

肥料高騰対策などもあって、令和4年度から5年度に上がった肥料代金のうちの9割補填というのでやるんですけど、これは令和4年度から5年度に対してのものなんです。令和5年度から6年に対して、元肥やったら4,680円の幾ら上がったに対しての9割補填を含む4,680円上がっているということは、もうこれは消えないですね。

これほどやっぱり農家経営、これ年々ごと厳しくなっているということなんです。そこもよく覚えていてほしいということなんですけど、年々ほんまに、本当一番ひどかったのは令和3年度から4年度に対しては補填がありましたけど、今、この前、前の産業課長が答えたように、170%、7割の値上げがあったんですけどね。7割の値上げに対しては、もうこれをずっとやるわけにいきませんのでお金がつかみませんで、これに対して、また今年も値上がっていますので、そういうふうなことを考えていくと、やっぱり農家の経営がすごい厳しい状態になっているということが言えます。

これで、そういうことも関連してやっぱり農家の声は、行っていただいて、

声を聞く。それでもまたそれに対して、今やっているんですけど、麦のやっているんですけど、これから大豆もあって、今言うてる、値上がりしてきているんですけど、ちょっと聞いたところ、甲良町じゃないんですけど、これから人が減ってきていますということで、河瀬の方なんですけど、ちょっと人もいないので今年は大豆の作付けをやめるというところも集落営農で出ていますのでね。これがやはり高齢化してきて人が減ってくるというのと、そういう維持管理が難しくなってくるということも、これからの問題になってこようかと思えます。

それで、そういうこともありますので、やっぱり農家のことをしっかりと考えていって、甲良町の農家を守るということをしかりとやっていただかないと、衰退の一途をたどっていくということでもありますので、ちょっとこのことだけは覚えていただきたいと思えますし、次に、2の畑肥料も同じように高騰しているんですね。ちょっと畑作農家の支援ということで、こちらの方も道の駅の出荷農家への支援も大切ですけど、これも先ほど言われたと思うんですが、もう一遍、お金、町としての支援策があるのかも、あればちょっと教えていただきたいんですけどね。

○建部議長 産業課長。

○宮川産業課長 まず、町独自の支援策というものは、今のところございません。ただし、現状といたしまして、国関連ではございますが、肥料の高騰につきましては、全国的に価格が上昇したこともあり、農林省からの対策で、令和4年の秋肥料、令和5年度の春肥料に助成がございました。また、野菜などの園芸作物を作り、道の駅などに出荷販売をされている農業者は、農林省が実施しております経営所得安定対策の産地交付金での助成を行っているところでございます。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。この畑肥料を、やっぱり倍近い値段、3年度から4年度にかかってなっていますので、そこら辺も考えて、やっぱり作っても作っても手間だけで、全然あれやね、肥料代の方が高くてついているということがなつてはいけませんので、ちょっとまた町独自でやっぱり道の駅を活性化させるには、農家さんから出していただかないとそれもできないので、ちょっとこの辺も、考えていただいて、これからやっていただきたいなということをお願いさせてもらってきますので、よろしくお願ひします。

それと最後に、③の肥料の高騰の中でやっぱり農家経営が厳しくなれば、これからやっぱり甲良町の農業を守るためにこれから必要になることは何であるかという考えをお聞かせください。

○建部議長 町長。



○野瀬町長 基本的な事項は、宮川課長が答弁したとおりでございます。農業経営の継続を後押ししていくためには、農業所得の確保が必要だと考えております。長年、主食用米、いわゆる米の需要が減少しております。日本全体で、毎年10万トンずつ米需要が減っていると。そして、コロナ禍において、中食外食の需要も減っているということで、10万トンが毎年減り続けるという状況が見込まれているところでございます。

そして、水稻の作付割合を抑える傾向、いわゆる生産調整であります。現在令和5年度で、甲良町の転作率は44.87%、毎年少しずつ最終協議会で検討しておりますが、転作率が上がってきております。国や県は、水田を利用した転作作物に支援策を打ち出してきており、それに沿った取組を推奨していく必要があります。例えば、非主食用米である米粉用米や飼料用米などへの転換であります。令和5年度は、国の方は水田活用の支払交付金、毎年の制度があるんですが、戦略作物助成として、産地交付金で、今言いました米粉米や飼料米の補助率を上げているという状況でございます。

一方、議員おっしゃっておりますが、生産資材の高騰、肥料、資材による生産コストの増大への引き続いての支援が喫緊の対応の必要性であるということを確認しております。甲良町を含め、農業経営の全体のいわゆる転機を迎えつつあるのではないかというふうに思っているところでございます。

本町といたしましては、今年度につきましては、農業経営継続緊急支援事業補助金として、米出荷者に対しまして、水稻作付面積10アール当たり2,000円の補助金を今議会、議案第35号 一般会計補正予算(第1号)で800万円を予算計上させていただいておりますので、今年度はこれで対応させていただきたいというふうに思っています。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。昨年は今、軽油の値上がりで軽油代金でも補助があったんですけど、今年はないということで、本当に今年は農家さん、経営が厳しくなるということは目に見えて分かっていますのでね。それですね、町長、全員協議会で議長が言われたんですけど、子育て世帯のお米の配布を昨年同様にしてほしいと言っているのに、企画監理課長が、補助金はあるというのに、なぜしないのかいうのはちょっと私は分からないんですけど、明確にお答えください。そのしない理由を。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 議長からも、9月補正までの宿題をいただいておりますので、担当の産業課長と、企画課長、前向きに検討してもらっておりますので、内部協議をして、しっかり方向を出していきたいと思っております。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 方向を出していくのはいいんですけど、農家さんから、また子育て世帯からもそういうのがあって大変助かったというのがあるので、もう早く決めていかないと、私はこの前から言っているのは、作況指数が下がった場合に、お米はなくなってくるんです、はっきり言って。作況指数が90とかなっていくと、もうほんまに出回る米がなくなる。自分とこの食べる米だけで、あと出荷するのができなくなるような状態になるので、そのことも考えて、このことは9月ではもうあれなので、もう早めに決めてあげていただきたいということを前から言わせてもらっているんですけど、やはりこれから作況指数、これだけ暑くなってくると、またお米ができるのかどうかということも難しくなってきましたね。そういうようなことが一時期もあったということなので、よろしくお願ひしたいということをお言わせてもらっていますし、お米のやつなんですけど、先ほど町長も言われたんですけど、前、私らが小さいときは1人年間2俵半食べたということをお言われていました。これは大分50年ぐらい前なんですけどね。その時分は、機械も車も何もなしに、手仕事でやるもので、米も1日3食に、今、なんですけど、6食ぐらい食べないと畑も田んぼも作るのも全部手仕事でしたので、そのぐらい食べたということなんですけど、今はもう1俵切って、50何キロが年間の1人当たりの消費量になっています。ほんまに米が売れなくなっているというのが現状ですので、そんなことも考えて、またそれによって米価が下落している。私らが就職した時分やったら、給料は、私が覚えているので10万円ちょうど、初任給でした。そのときにお米は幾らかいうたら2万幾らで、月給の2割か3割の値段していましたが、今はもう大卒で初任給でしたら20万円やけど、1俵1万円ですね。20分の1です。もうこんなぐらいになってきて、お米を作るのは何のメリットもないということをお、もう若い人が認識して、買う方が安いということをお言ってますのでね。そういうようなことのないように、農業のやっぱり甲良町も守っていかなければならないということお、しっかりとまた甲良町の全体田んぼが荒れ地になってしまったらいけませんので、そのこともしっかりと踏まえて、やっぱり魅力ある農業を目指して甲良町もやっけていたただかないと、これからほんまに荒れ地、もう河瀬のほうになってくると、大分荒れ地も増えています。はっきり言うて。それは草の管理がもう大変やということおやっけていますので、やっぱりもうこんなところをお見していますので、しっかりとやっぱり農家に対して支援や魅力あるという農業をめぐして、これからやっけていたただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。町長、さっき言わったのも、これはもう喫緊にもう9月じゃなしで、早めに決めて、農家さんに言わないと、先ほど言った作況指数によってはお米が足らなくなりますので、売ってしまっけてからやれというたかて、なかつたらできませんのでね。そこをもう一回しっかりとお言わせてもらっけてお

きますので、町長、お願いできますか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 昨年の場合には、年度後半急遽の対応をしましたので、米の調達の仕方、配達の仕方、実務として、どのような手順でできるのかを含めて、新たな制度をつくるという視点で、しっかり行政として妥当なことができるのか、しっかり担当課を含めて検討しますので、よろしく願いいたします。

○建部議長 山田議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。そしたらもう、これは9月に言わんと、早々と決めていただいて、農家さんに伝えられるよう、ちょっと産業課長と企画監理課長と相談することなので、ちょっとよろしく願いさせていただきまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○建部議長 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午前11時48分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣

署 名 議 員 阪 東 佐 智 男